

2015年9月20日

安全保障関連法成立を弾劾する

公教育計画学会理事会

かつて関東軍が柳条湖事件を引き起こしたのが、9月18日である。それから84年後の同じ日の9月18日、前日の参議院特別委員会で言語道断にも「締めくくり総括質疑」を行わず安全保障関連法案を強行採決した政府与党（自民・公明両党）らは、臆面もなく参院本会議に同法案を上程したのである。本会議での実際の採決は、19日午前2時過ぎとなったが、国会の慣例上、9月18日未明に可決と表現してよいだろう。歴史は繰り返すと言うが、戦前日本の帝国主義的な覇権主義政策の一環として満州国建国の引き金となった柳条湖事件と同じ日に、戦前の反省に基づいて制定された日本国憲法の根幹を否定する法案を可決する愚行が行われたのである。思えば、満州国建国後に満州での植民地政策を推進し、満州国を実質的に支配したといわれる「ニキミスケ」の一人は、周知のように現首相の祖父である。改めて今回の愚行の歴史的な因縁に驚かざるを得ない。

ところで、安全保障関連法案は、「アーミテージ・ナイ・レポート」に基づき作成されたものであり、その制定は国会審議前から決まっていたものであった。4月29日、安倍晋三首相は米国の上下両院の合同会議で演説し、今年の夏までには安全保障関連法案を成立させると公言した。その筋書き通りに、5月14日に閣議決定を行い、国会の会期を大幅に延長し、最終的に衆参両議院で強行採決という蛮行を行ったのである。

本法案の本質的問題については、すでに本学会理事会声明で「アメリカの世界的な軍事戦略の一部を担わされることであり、具体的に直接的軍事力行使の一翼を担うことを許容し、アメリカの世界戦略のもとでの軍事的追従を公約するとともに、僅かな対等意識や、グローバル展開をする日本企業等の社員を軍事力で保護することが可能だという浅薄な机上の軍事論でナショナリズムを満足させること」（2014年5月26日、「集団的自衛権容認には断固反対する」）であり、また「平和主義を基本原理とし、第9条で戦争放棄を定める日本国憲法とは決して相容れない。・・・安倍首相が連呼する「積極的平和主義」は、武力行使による「平和」の論理である。血で購う「平和」は真の平和ではあり得ず、主権者はそれを望んでいない」（2015年6月13日、「安全保障法制関連法案の成立は断じて許さない」）と指摘した通りである。

多くの国民・市民が反対の声をあげ続ける中でのこの暴挙・蛮行は決して認められない。衆議院での強行採決時に出した緊急声明「安全保障関連法案を廃案にせよ」（2015年7月17日）を踏まえ、我々はここに改めてこの法案成立を強く弾劾する。

だが、安全保障関連法案の制定に関わる安倍政権による暴挙・愚行は皮肉にも、多くの市民・国民に、民主主義と立憲主義及び法の支配についての危機意識を覚醒させてくれた大いなる「反面教師」となったとも言える。「反面教師」をどう生かして活用していくかは、今後の我々の重大な課題である。

「悪法は法にあらず」。このことは、日本国憲法98条1項の規定—「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」—からも明らかであり、安保法案に賛成の一票を投じた全ての国会議員に対し、我々は、憲法尊重擁護義務（憲法99条）違反としてその責任を厳しく追求していかねばならない。